

各団体の長 殿

福岡県建築都市部建築指導課長

「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」に関する周知について

平素より本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別紙のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

これを踏まえた本県の対応は下記のとおりですので、御了知いただくとともに、関係機関等への周知を図っていただくなどのご対応をお願いいたします。

## 記

### 1 同一世帯内で感染者が発生した場合

#### (1) 積極的疫学調査

- ・陽性者に対して、届出を受理した日の翌日までに連絡し、発生届の記載内容等を踏まえて、「年齢、職業、重症化リスクの有無、ワクチン接種歴、同居者に高齢者など重症化リスクの高い者がいるか」等を把握する。

#### (2) 濃厚接触者の特定及び行動制限

- ・同一世帯内のすべての同居者が濃厚接触者となる旨を陽性者に伝達することをもって特定することとし、濃厚接触者として外出自粛等の行動制限を要請する。原則として、行政検査は実施しない。ただし、保健所の判断によりハイリスク者（人工透析患者、免疫抑制状態にある者、抗がん剤投与中である患者）等に対し、必要に応じて実施することは差し支えない。

### 2 事業所等（以下 3 及び 4 に示す施設を除く）で感染者が発生した場合

#### (1) 積極的疫学調査

- ・積極的疫学調査の重点化対象施設ではなく、事務連絡においても調査の実施を求めないとされていることから、保健所による施設調査は実施しないこととする。

#### (2) 濃厚接触者の特定及び行動制限

- ・事務連絡に基づき、濃厚接触者の特定は実施せず、行動制限も求めないこととする。
- ・ただし、陽性者とマスクの着用等を行わず、会話、飲食等した者（1メートル程度の距離で15分以上、濃厚接触者に該当する可能性がある者）等は、濃厚接触者の待機期間に準じた一定期間の外出自粛や検査の併用など感染拡大防止対策を実施することとする（この場合の感染拡大防止対策については、当該接触者が自主的に行うことを基本とする）。

### 3 ハイリスク施設（重症化しやすい者が多数入院、入所等している施設：医療機関、高齢者施設、障がい者施設）で感染者が発生した場合

#### (1) 積極的疫学調査

- ・積極的疫学調査の重点化対象施設であることから、これまでどおり保健所による施設調査を実施する。

#### (2) 濃厚接触者の特定及び行動制限

- ・3 (1) に同じ。

### 4 保育所、幼稚園、学校等※<sub>1</sub>で感染者が発生した場合

#### (1) 積極的疫学調査

- ・積極的疫学調査の重点化対象施設ではないため、保健所による施設調査は実施しないこととする。

#### (2) 濃厚接触者の特定及び行動制限

- ・各事業者（施設管理者等）において、濃厚接触者に該当する可能性がある方を特定するためのチェックシート（県ホームページに掲載※<sub>2</sub>）等を用いて、特定の上、濃厚接触者に該当する可能性がある方に対して自宅待機を要請する。

※<sub>1</sub> 「保育所、幼稚園、学校等」には、認定こども園、小中高等学校、特別支援学校、放課後児童クラブ、専修学校、各種学校、大学等が含まれる。

※<sub>2</sub> 学校等における濃厚接触者に該当する可能性がある方のチェックリスト

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19-g-checklist.html>

### 5 その他

- ・集団感染（クラスター）の発生にあたっては、ハイリスク施設に対して、重点的に積極的疫学調査を行うことを基本とする。また、必要に応じて、感染症対策専門家等の派遣による施設内感染対策の指導等を行うこととする。
- ・医療機関・高齢者施設・障がい者施設のうち、通所系・訪問系の事業所については、原則、事務連絡1. (5) クラスターが発生した場合により対応するが、ハイリスク者が多数利用するなどハイリスク者への感染拡大の恐れがある場合には、更なる感染拡大を防止できるよう、十分留意して対応することとする。

#### <添付資料>

- ・令和4年3月16日（令和4年3月18日一部改正）厚生労働省事務連絡「**B.1.1.529** 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」
- ・学校等で陽性者が発生した場合の対応について（チェックリスト）
- ・「職場で陽性者が発生」その時どうする？（一般事業者向けリーフレット）

上記の取り扱いは県HPでも紹介しています。

「本県におけるオミクロン株の特徴を踏まえた積極的疫学調査、濃厚接触者の特定及び行動制限の実施方針等について」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19-omicron-houshin.html>

（新型コロナウイルス感染症ポータルページの上部にリンクをはっています）

福岡県建築都市部建築指導課 電話番号：092-643-3720 ファックス：092-643-3754
--